

議案第 2 号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年川崎市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2の35の項中「障害者自立支援給付関係情報」の次に「、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報」を加え、同項を同表の36の項とし、同表の30の項から34の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の29の項の次に次の1項を加える。

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 30 市長 | 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務であって規則で | 児童福祉給付関係情報、医療保険の給付に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
|-------|---|---|

|  |       |  |
|--|-------|--|
|  | 定めるもの |  |
|--|-------|--|

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報を利用することができる場合を追加するため、この条例を制定するものである。